

議案第 11 号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和 62
年川崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

4 1	殿町 3 丁目地区 整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された殿 町 3 丁目地区地区計画において地区整備計画が定められ た区域
-----	---------------------	--

別表第 2 の 3 2 鹿島田駅西部地区整備計画区域の表 A 地区の区域の部建築物
の用途の制限の項第 2 号中「第 3 条第 6 号」を「第 3 条第 5 号」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

4 1 殿町 3 丁目地区整備計画区域

A 地 区 の	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる もの
------------------	---------------	---

区域		<ul style="list-style-type: none"> (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (6) 自動車教習所 (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (9) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (10) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡査派出所、公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りではない。
B地区の区域	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの (6) 自動車教習所 (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (8) カラオケボックスその他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (9) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの (10) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、1,000平方メートル以上でなければならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えてはならない。ただし、巡査派出所、

		公衆便所その他これらに類する建築物又は建築物の部分については、この限りではない。
C 地 区 の 区 域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 自動車教習所 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、300平方メートル以上でなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の32鹿島田駅西部地区整備計画区域の表A地区の区域の部建築物の用途の制限の項の改正規定は、平成22年5月19日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

殿町3丁目地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。